

## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1 令和8年度(2026年度)の成果目標

国の基本指針の内容や過去の実績等を踏まえ、実現の可能性も勘案した上で、令和8年度(2026年度)の成果目標を以下の様に設定します。

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している障がい者のうち、今後、共同生活援助等を利用し、地域移行を図ることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

#### <福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る方策>

施設入所者については、地域へ移行する際の環境づくりが非常に重要となっています。

移行を進めるにあたっては、住居の確保、連絡体制の確保、緊急事態の対応等きめ細かな環境づくりが求められています。

一方、居住確保については契約や費用面での負担等の課題がみられ、移行が進まない現状が見られます。

そのため、スムーズな地域への移行ができるような体制づくりの充実に努めるものとします。

事項	数値	備考
令和4年度末現在入所者数(A)	124人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	118人	令和8年度末の見込み数
【目標】 削減見込み目標値(C)	6人 (5%)	$C = A - B = E - D$ (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	15人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	21人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込み
【目標】 地域移行目標数(F)	7人 (6%)	Eのうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

## (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、協議を図っていくことを目標とします。

事項	数値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置済 (市単独設置)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間1回

## (3)地域生活支援の充実

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うことを目標とします。

事項	数値
地域生活支援拠点の整備	設置 (徐々に機能を増やしていくことにより段階的に設置)
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点の機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討	年間1回
強度行動障害者への支援体制の整備	令和6年度 (市単独設置)

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用する障がい者について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていくものとし、一般就労への移行等を図ることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

##### <就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策>

就労移行については、事業所の質の向上と就労移行先と連携したきめ細かな計画が求められています。この間、就労移行支援事業所数は増加傾向にあり、利用者が自分にあった事業所を選択できるようになってきています。

そうした中、事業所においては、受け入れ先の企業と連携し、障害に対する理解を高めていくことや、就労が継続できるような環境づくりが求められます。また、利用者自身も技能の習得、マナーや生活習慣、人との関わり等、一般的に必要なスキルを身につけていく必要があり、そのためにも利用者に応じたケアやサービスの提供が求められます。

今後とも事業所の取り組みを支援し、就労移行に向けた環境づくりに努めるものとします。

##### ①福祉施設から一般就労への移行者数

事項	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数(A)	15人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
【目標】 目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	20人 (Aの1.33倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

##### ②令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数(A)	6人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	8人 (Aの1.33倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

##### ③就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事項	数値	備考
【目標】 令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	11か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
【目標】 令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	6か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数(A)	4人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	6人 (Aの1.50倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

⑤令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数(A)	5人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	7人 (Aの1.40倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

⑥就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事項	数値	備考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
【目標】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	11か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	3か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※就労定着率＝過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に3年半以上6年未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」内に児童発達支援センター「たんぼぼ」を設置しています。

保育所等訪問支援の充実については、現在も実施しており、今後も事業について多方面への周知を行っていきます。

現在、主に重症心身障がい児を受け入れている事業所はありませんが、障がい児を受け入れる事業所によりニーズに対応できている状況にあります。今後、ニーズの増加があった際に対応できる体制の確保について検討を行っていきます。

医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置を図っていくものとします。

事項	数値
児童発達支援センターの設置	設置済 (市単独設置)
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	令和6年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済 (市内4か所)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (市単独設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置を継続 (令和8年度 4人)

## (6)相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人や障がいのある子が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が求められます。国の指針では、令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを定めています。

浦添市では基幹相談支援センターについて、令和3年4月よりこれまでの直営から指定管理者への業務委託に移行し、委託事業者との連携のもと、総合的・専門的な相談支援の継続・充実を図っていくとともに、市内相談支援事業所への訪問を実施し、困難事例の把握や相談員との連携に努めています。

また、引き続き自立支援協議会相談支援部会において、委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所に対応した事例を共有し(事例検討会)、相談員の連携支援の知識・技術の向上を図るとともに、事例検討会に関係機関の参加や関係機関からの事例報告を取り入れ、連携強化を図ります。

事項	数値
基幹相談支援センターの設置	設置済
地域の相談支援体制の強化	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	100件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	100件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	10件
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1件
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	各部会2～3か月に1回
参加事業者・機関数	10人 （専門部会委員数）
協議会の専門部会の設置数	5か所
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	各部会2～3か月に1回

### (7)障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が必要であり、国の指針においても令和8年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制構築を定めることになっています。

提供されるサービスの質や利用者にとってのサービスの内容が適切かどうかといった評価ができるよう、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用していくとともに、その共有を図るため、事業所に研修会等を実施していきます。

事項	数値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間5人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和8年度構築
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	令和8年度 年間1回

## 2 障害福祉サービス利用見込み量等について

居宅介護、重度訪問介護等、訪問系サービスについて、障がいのある方の要望に応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、その充実を促進します。

また、生活介護、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスについて、障がいのある方の要望を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

さらに地域における居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を図り、グループホーム(共同生活援助)のサービス提供を促進します。

※居宅介護など一部サービスについては、障害支援区分の判定が必要です。

### (1)訪問系サービス

#### 1)サービスの概要・見込み量

##### ①居宅介護(ホームヘルプ)

###### <サービスの概要>

日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)を対象に、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除洗濯などの家事援助等の日常生活の支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	—	○	○	○	○	○	○

○印は該当する区分です。以下同じ。

###### <見込み量>

日常生活に密着したサービス内容のため利用者は年々増加傾向にあります。今後も増加が見込まれることから、近年の伸びを勘案して増加を見込みます。

##### 居宅介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	257人	267人	277人	287人
サービス見込み量(時間)	6,441時間	6,672時間	6,903時間	7,134時間

## ②重度訪問介護

### <サービスの概要>

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	－	－	－	－	○	○	○

### <見込み量>

概ね横ばいで推移しており、今後も現状のまま推移するとみられることから、横ばいから微増で推移していくものと見込みます。

#### 重度訪問介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	17人	19人	21人	23人
サービス見込み量(時間)	3,961時間	4,089時間	4,217時間	4,345時間

## ③行動援護

### <サービスの概要>

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【対象：知的・精神・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	－	－	－	○	○	○	○

※障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあっては、これに相当する支援の割合)である方。

### <見込み量>

障がい者の外出や余暇活動等、一定のニーズがあり、この間は横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

#### 行動援護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	12人	12人	12人	12人
サービス見込み量(時間)	292時間	314時間	336時間	358時間

#### ④同行援護

##### <サービスの概要>

視覚障がいのある方が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象：身体・難病(視覚障害を有すること)】

##### <見込み量>

横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

##### 同行援護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	41人	41人	41人	41人
サービス見込み量(時間)	1,327時間	1,327時間	1,327時間	1,327時間

#### ⑤重度障害者等包括支援

##### <サービスの概要>

常時介護の必要性が高い人(重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方など)に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	－	－	－	－	－	－	○

※以下の3つのタイプの何れかに該当する必要がある。(I類型・II類型は四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態にある方)

I類型：人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(筋ジストロフィー・ALS・脊椎損傷・遷延性意識障害)

II類型：最重度知的障がい者(重症心身障害)

III類型：障害支援区分の行動関連項目10点以上(強度行動障害)

##### <見込み量>

県内に実施可能な事業所がないことから、見込値は0とします。

##### 重度障害者等包括支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込み量(時間)	0時間	0時間	0時間	0時間

## 2)訪問系サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 訪問系サービスは、在宅生活を送る上で身近で重要なサービスであることから、事業者と連携を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。増加見込み量を確保するため、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、前述したように、県内に実施可能な事業所がなく、見込値は0に設定していますが、この間、相談支援事業所に対し、同事業に関する問い合わせ等が寄せられるなど、利用ニーズは0ではないと認識しています。同事業については、サービス調整事務の煩雑さや請求業務の負担も大きいことが指摘されており、全国的にもほとんどサービス提供が進んでいない状況です。重度の障がいのある方が地域での生活を継続できるようにしていくためにも、今後は沖縄県などとも連携し、サービスニーズや事業実施を難しくしている課題等の把握に努めます。あわせて、生活介護事業所等といった関連サービス事業所に対し、単独あるいは連携による指定取得の働きかけを検討していくものとします。

## (2)日中活動系サービス

### 1)サービスの概要・見込み量

#### ①生活介護

##### <サービスの概要>

常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	-	-	○ (50歳以上)	○	○	○	○

##### <見込み量>

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

##### 生活介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	288人	288人	288人	288人
サービス見込み量(時間)	6,114時間	6,114時間	6,114時間	6,114時間

#### ②自立訓練(機能訓練)

##### <サービスの概要>

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者・難病患者に対し、一定期間、身体的リハビリテーション等を実施します。

【対象：身体・難病 標準利用期間：18か月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(機能訓練)	障害支援区分による制約なし						

##### <見込み量>

利用者は少ない状況で推移しており、直近の利用ニーズがみられないことから、見込値は0とします。

##### 自立訓練(機能訓練) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込み量(時間)	0時間	0時間	0時間	0時間

### ③自立訓練(生活訓練)

#### <サービスの概要>

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の必要性を有する知的障がい者及び精神障がい者に対し、一定期間、家事能力向上のための訓練等を実施します。

【対象：知的・精神 標準利用期間：24か月(長期入院・入所からの移行は36か月)】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(生活訓練)	障害支援区分による制約なし						

#### <見込み量>

近年の利用ニーズに増減があることから、過去3年間の平均で推移すると見込みます。

#### 自立訓練(生活訓練) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	48人	48人	48人	48人
サービス見込み量	811人日	811人日	811人日	811人日

### ④就労選択支援

#### <サービスの概要>

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【対象：就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者】

#### <見込み量>

令和7年から開始の新規サービスであり、開始に向けて準備を進めます。

#### 就労選択支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑤就労移行支援

### <サービスの概要>

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：24か月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労移行支援	障害支援区分による制約なし						

### <見込み量>

近年の利用ニーズに増減があることから、過去3年間の平均で推移すると見込みます。

#### 就労移行支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	35人	35人	35人	35人
サービス見込み量	633人日	633人日	633人日	633人日

## ⑥就労継続支援A型(雇成型)

### <サービスの概要>

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援A型(雇成型)	障害支援区分による制約なし						

### <見込み量>

就労移行支援終了後の受け入れ先であり、増加傾向で推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

#### 就労継続支援A型(雇成型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	161人	171人	181人	191人
サービス見込み量	3,199人日	3,398人日	3,596人日	3,794人日

### ⑦就労継続支援B型(非雇用型)

#### <サービスの概要>

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる方に対して、OJT(具体的な仕事を通じた指導)を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、雇用形態への移行を支援します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援B型(非雇用型)	障害支援区分による制約なし						

#### <見込み量>

就労移行支援終了後の受け入れ先であり、増加傾向で推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

就労継続支援B型(非雇用型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	528人	607人	698人	803人
サービス見込み量	9,894人日	11,208人日	12,696人日	14,382人日

### ⑧就労定着支援

#### <サービスの概要>

一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。

#### <見込み量>

近年の利用ニーズに増減があることから、過去3年間の平均で推移すると見込みます。

就労定着支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	20人	20人	20人	20人

## ⑨短期入所

### <サービスの概要>

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所	－	○	○	○	○	○	○

### <見込み量>

施設の不足により、利用者数は概ね横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

#### 短期入所(福祉型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	75人	75人	75人	75人
サービス見込み量	480人日	480人日	480人日	480人日

#### 短期入所(医療型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	2人	2人	2人	2人
サービス見込み量	4人日	4人日	4人日	4人日

## ⑩療養介護

### <サービスの概要>

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【対象：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上】

### <見込み量>

概ね横ばいで推移しており、今後においても横ばいで推移すると見込みます。

#### 療養介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	36人	37人	37人	37人

## 2)日中活動系サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 生活介護については、重度障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点より引き続き拡充していく必要があることから、事業者と連携を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。また、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 一般就労や福祉型就労等に従事し、一人ひとりが生きがいを持って働けるよう、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら、利用者が希望する就労の実現をめざします。
- 就労定着が困難で退職してしまった場合にも、空白期間を生じずに就労移行支援を速やかに再開できるよう、他の自治体の状況も参考に、受給者証の有効日数に柔軟性を持たせていくことも含め、切れ目のない支援のあり方の調査・検討に努めます。
- 受注機会の拡大に向けたマッチング支援、販路拡大や工賃向上につながるような支援等について、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会との連携により検討していくとともに、市として可能な支援について検討・実施に努めます。
- より質の高いサービスを提供できるよう、就労に関する事業者主体の連絡会の活動について側面的支援等を図ります。
- 短期入所については、事業所の不足もみられることから、サービス事業所に対し、参入促進を働きかけていきます。

### (3)居住系サービス

#### 1)サービスの概要・見込み量

##### ①自立生活援助

###### <サービスの概要>

施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

###### <見込み量>

利用者は少ない状況で推移しており、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

###### 自立生活援助 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人	1人	1人	1人

##### ②共同生活援助(グループホーム)

###### <サービスの概要>

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助(グループホーム)	障害支援区分による制約なし						

###### <見込み量>

近年は増加傾向で推移しており、今後においても増加傾向で推移すると見込みます。

###### 共同生活援助(グループホーム) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	203人	261人	335人	430人

### ③施設入所支援

#### <サービスの概要>

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他の省令で定めるサービスを提供します。従来の入所施設の住まい(夜)の部分です。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	－	－	－	○ (50歳以上)	○	○	○

※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能

#### <見込み量>

施設入所支援については概ね横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

#### 施設入所支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	125人	125人	125人	125人

## 2)居住系サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 自立生活援助は平成30年4月に新設されたサービスであり、利用者が少ない状況で推移していることから、サービスの周知を図っていくとともに、事業者への新規参入を働きかけ、地域生活を支援する体制の整備に努めます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、施設の不足や定着等に課題がある状況も懸念されることから、実態把握に努めるとともに、施設の不足がみられる場合には生活介護等のサービス事業者に対して参入を働きかけていくものとします。

### 3 相談支援サービス利用見込み量等について

計画相談支援をはじめ、県や相談支援事業所と連携し、地域移行支援、地域定着支援を推進します。

#### (1)相談支援サービス

##### 1)サービスの概要・見込み量

###### ①計画相談支援

###### <サービスの概要>

障がい者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を策定するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)等のケアマネジメントを実施します。

平成 24 年4月に支給決定プロセスが見直され、平成 27 年4月より、障害福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス等利用計画を作成することとなっています。

###### <見込み量>

各種サービスの利用者数の増加にともない、利用者数も増加傾向で推移すると見込みます。

###### 計画相談支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	350人	350人	360人	370人

###### ②地域移行支援

###### <サービスの概要>

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受け入れ体制の整備を行うものです。

###### <見込み量>

過去3年間は年間3～5人で推移しており、地域移行を推進していく中で、年間5～10人の利用を想定して見込みます。

###### 地域移行支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	7人	7人	7人	7人

### ③地域定着支援

#### <サービスの概要>

福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応、相談する事業です。

#### <見込み量>

過去3年間の利用がみられないことから、見込値は0とします。

#### 地域定着支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

## 2)相談支援サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 計画相談支援について、市のホームページ等を通じて障がいのある方への周知を図っていくとともに、基幹相談支援センターてだこの森との連携のもと、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- 地域定着支援について、利用が進んでいないことから、事業の周知・利用促進を働きかけていきます。

## 4 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量等を定めます。

### (1) 自立支援給付(障害福祉サービス)

#### 1) サービスの概要・見込み量

##### ① 児童発達支援

###### <サービスの概要>

未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

###### <見込み量>

発達障害に対する社会的認知度や認識も高まっていくなか、増加傾向で推移しており、今後も増加傾向で推移すると見込みます。

###### 児童発達支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	230人	240人	250人	260人
サービス見込み量	2,450人日	2,550人日	2,650人日	2,750人日

##### ② 医療型児童発達支援

###### <サービスの概要>

就学前の障がいのある子ども(上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童)に児童発達支援及び治療を行います。

###### <見込み量>

利用者数が少なく、急激な伸びは見込めないため、今後も横ばいで推移すると見込みます。

###### 医療型児童発達支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人	1人	1人	1人
サービス見込み量	10人日	10人日	10人日	10人日

### ③放課後等デイサービス

#### <サービスの概要>

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

#### <見込み量>

発達障がいに対する社会的認知度や認識が高まっていく中、ニーズが高まっており、増加傾向で推移しています。近年の伸びを勘案し、今後も増加を見込みます。

#### 放課後等デイサービス 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	590人	610人	630人	650人
サービス見込み量	8,260人日	8,540人日	8,820人日	9,100人日

### ④保育所等訪問支援

#### <サービスの概要>

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### <見込み量>

他サービスとの併用が多いため児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者増加に伴い増加傾向で推移していることから、今後も増加傾向で推移すると見込みます。

#### 保育所等訪問支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	25人	28人	31人	35人
サービス見込み量	50人日	56人日	62人日	70人日

### ⑤居宅訪問型児童発達支援

#### <サービスの概要>

外出することが難しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

#### <見込み量>

過去3年間の利用がみられないことから、見込値は0とします。

#### 居宅訪問型児童発達支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

### ⑥障がい児相談支援

#### <サービスの概要>

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリングなどの支援を行うものです。

#### <見込み量>

発達障がいに対する社会的認知度や認識が高まっていく中、増加傾向で推移しています。今後もニーズの増加が見込まれるため増加傾向で推移すると見込みます。

#### 障がい児相談支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	180人	180人	190人	200人

### ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

#### <サービスの概要>

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行います。

#### <見込み量>

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置にともない、コーディネーターの配置を図っていくものとします。

#### 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置数	1人	2人	3人	4人

## 2) 自立支援給付(障害福祉サービス)の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」の周知を行う中で、児童発達支援や保育所等訪問支援等、関連サービス利用の促進を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、サービスとして開始していますが、実績がなく、利用ニーズもみられない状況にあることから、事業の周知を積極的に行い、サービスを必要とする方に情報が行き届くようにしていきます。

## 5 地域生活支援事業の見込み量等について

本市の地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障がいのある方の要望等を十分に踏まえつつ、現行のサービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保するよう各事業を推進します。なお、地域生活支援事業は、市町村等が必ず実施しなければならない必須事業のほか、地域の特性や利用者の状況に応じて任意で実施する事業からなっています。事業内容は、国から例示された事業目的を踏まえつつ、自治体の判断により一定程度柔軟な運用を図ることができるものとなっています。

### (1) 必須事業

#### 1) 事業の概要・見込み量

##### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための取り組みを実施し、共生社会の実現を図ります。

##### <事業の概要>

障害についての理解を深めるためのパンフレット作成や共生社会実現に向けた啓発事業などを実施します。

##### <見込み量>

障がいに関するパンフレット等を給付し、理解促進に努めます。

##### 理解促進研修・啓発事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み件数	1件	1件	1件	1件
実利用見込み者数	400人	400人	400人	400人

##### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

##### <事業の概要>

障がい者等やその家族、地域住民等による団体が、お互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会を開催するなど、地域における自発的な活動を支援します。また、当事者及び当事者家族の団体等へ補助金を給付します。

##### <見込み量>

情報交換ができる交流会活動への支援を行うものとし、想定される参加者数を見込みます。

##### 自発的活動支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み件数	5件	5件	5件	5件
実利用見込み者数	500人	500人	500人	500人

### ③相談支援事業

障がいのある方や家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営めるよう支援するものです。

#### <事業の概要>

##### ■障害者相談支援事業

障がい者の様々な問題に対応するために、障がい者や家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整等を通じて地域生活に必要な支援を行います。

支援するにあたり関係諸機関と連携を図るなど、困難ケース等への対応、指導、助言を専門的資格、経験を有する相談支援専門員が行います。

基幹相談支援センターについては、令和3年4月より浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」内にて「障がい者(児)基幹相談支援センターてだこの森」が開所されており、機能の継続・充実に向けて取り組めます。

##### ■基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

基幹相談支援センター(委託)について、中核的役割を担う機関として、専門的職員(精神保健福祉士、心理士等)を配置しています。

##### ■住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

障がいのある方が民間賃貸住宅への入居を希望する際、保証人が確保できないなどを理由に入居に困難を来す場合に対応するため、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、入居後の安定した居住の継続を図る支援を行います。

利用者を中心に、家族、医療機関、相談支援専門員、市役所、受託業者等の関係者と連携促進に努めます。

#### <見込み量>

各事業とも、実績に基づき見込み量を算出しています。

#### 相談支援事業 見込み量

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
		実施見込み者数	750人	750人	750人	750人
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	実施見込み者数	750人	750人	750人	750人	
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	実施見込み者数(申請者)	32人	32人	32人	32人	

#### ④成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら行うことが困難な場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

##### <事業の概要>

本市では成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成を行っています。

##### <見込み量>

この間、申立てに至るケースが少ない状況にありますが、引き続き障がい者の権利擁護に努めるものとし、毎年5名程度の利用を見込みます。

##### 成年後見制度利用支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	5人	5人	5人	5人

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とするものです。

##### <事業の概要>

法人後見の活動を安定的に実施するための組織の構築に向け、検討を進めます。

##### <見込み量>

法人後見1か所の体制整備を見込みます。

##### 成年後見制度法人後見支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0か所	0か所	0か所	1か所
実利用見込み者数	0人	0人	0人	1人

## ⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

### <事業の概要>

意思疎通支援事業として、直営により手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業を実施するとともに、社会福祉協議会への委託により要約筆記者派遣事業を実施します。

### <見込み量>

手話通訳は直営、要約筆記は浦添市社会福祉協議会へ委託しています。過去3年間の実績は年度により増減があるものの概ね横ばいで推移していることから、横ばいで推移していくものと見込みます。

#### 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	900人	900人	900人	900人
うち、手話通訳者派遣数	890人	890人	890人	890人
うち、要約筆記者派遣数	10人	10人	10人	10人

#### 手話通訳者設置事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置者数	1人	2人	2人	2人

## ⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

### <事業の概要>

排泄管理支援用具や介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修費の給付を行っています。

### <見込み量>

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています(令和5年度より「情報・意思疎通支援用具」は給付対象用具追加、「排泄管理支援用具」は対象人数増加)。

#### 日常生活用具の給付 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	14件	14件	14件	14件
②自立生活支援用具 「入浴補助用具、歩行支援用具等」	22件	22件	22件	22件
③在宅療養等支援用具 「ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器等」	23件	23件	23件	23件
④情報・意思疎通支援用具 「視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計等」	65件	65件	65件	65件
⑤排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	2,040件	2,040件	2,040件	2,040件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件	1件

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などの自立した日常生活、または社会生活を営めるようにするために、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的に実施する事業です。

### <事業の概要>

聴覚障がい者の社会参加等の促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を実施しています。講座の内容は厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムを基準として実施しています。

### <見込み量>

年度により増減はあるものの概ね横ばいで推移していることから、横ばいで推移していくものと見込みます。

#### 手話奉仕員養成研修事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了見込み者数	7人	7人	7人	7人

## ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

### <事業の概要>

浦添市では、個別支援型(ガイドヘルパー)と車両移送型(リフト付きバスによる移送)を実施しています。

### <見込み量>

近年の実績は年度により増減はあるものの概ね横ばいで推移していることから、微増から横ばいで推移していくものと見込みます。

#### 移動支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	301人	305人	309人	313人
個別支援型(ガイドヘルパー)	177人	181人	185人	189人
車両移送型(リフト付きバスによる移送)	124人	124人	124人	124人
延べ利用見込み時間数	28,133時間	28,683時間	29,233時間	29,783時間
個別支援型(ガイドヘルパー)	24,170時間	24,720時間	25,270時間	25,820時間
車両移送型(リフト付きバスによる移送)	3,963時間	3,963時間	3,963時間	3,963時間

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、地域の実情に応じ、通所した障がい者に創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、それによって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。具体的には、地域活動支援センターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能強化を図るための事業を実施するものです。

### <事業の概要>

#### (ア)地域活動支援センターⅠ型事業

精神障がい者に対応する専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業等を実施します。

#### (イ)地域活動支援センターⅡ型事業

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を実施します。

#### (ウ)地域活動支援センターⅢ型事業

障がい者の生活や就労に関する相談対応、施設外における就労実習及び障害福祉サービスの情報提供等を行います。

### <見込み量>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業所開所日を縮小したこと及び利用控えがあったことから利用者数が減少したものの、令和5年度以降は現状の維持を見込みます。

#### 地域活動支援センター 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
実利用見込み者数	130人	130人	130人	130人

## 2) 必須事業の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 基幹型相談支援センターについては、令和3年度より浦添市障がい福祉関連複合施設「ピラルルうらそえ」に移転していますが、引き続き機能の充実に向けて取り組みます。
- 保証人がいないため民間賃貸住宅に入居することが困難な方について、保証会社による家賃保証を行える住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の周知・利用促進を図り、入居を支援します。なお、連帯保証人については法的な義務はなく、慣習として行われているものであるため、浦添市障がい者自立支援協議会住まい・地域移行支援部会との連携のもと、不動産事業者や家主等への働きかけを行い、障がいのある方の居住に対する理解促進に努めます。
- 成年後見制度について、法人後見の活動を安定的に実施するための組織の構築に向け、検討を進めていくものとします。
- 日常生活用具給付等事業については、障がいのある方が安定した日常生活を送るため、引き続き、障害特性に合わせた適切な用具を給付・貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ、用具の品目や耐用年数等の見直しを適切に行います。
- 手話奉仕員養成研修事業について、継続して手話奉仕員を養成していくものとします。
- 移動支援事業のうち、車両移送型については引き続き浦添市社会福祉協議会へ委託していきます。

## (2)その他の事業・任意事業

### 1)事業の概要・見込み量

#### ①日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るものです。

##### <事業の概要>

障がい児(者)を施設等で一時的に預かり、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、排泄及び食事の介助等を実施し、障がい児(者)を介護している家族の一時的な休息を図る事業です。障害福祉サービス同様の利用契約制度とし、利用を希望する障がい児(者)が支給申請を行い、受給者証の交付を受けて、本市の指定を受けた事業者と契約することによりサービスの提供を受けます。

##### <見込み量>

近年の実績は概ね横ばいで推移していることから、今後も横ばいで推移していくものと見込みます。

##### 日中一時支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	24か所	24か所	24か所	24か所
実利用見込み者数	105人	105人	105人	105人

#### ②スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するものです。

##### <事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて、スポーツ・レクリエーション教室等を開催しており、スポーツ活動を通じて障がいのある方の体力増強、交流促進等を図っています。

##### <見込み量>

スポーツ・レクリエーション教室等は年度により利用者数の増減が大きいため、直近の実績の横ばいで推移していくものと見込みます。

##### スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	120人	120人	120人	120人

### ③文化芸術活動振興事業

障がい者等の文化芸術活動を振興するため、障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

#### <事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて実施しています。

#### <見込み量>

近年の実績は年度により増減があることから、直近の実績の横ばいで推移していくものと見込みます。

#### 文化芸術活動振興事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	120人	120人	120人	120人

### ④点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、適宜障がい者等に提供するものです。

#### <事業の概要>

市広報誌の音声テープを製作し、視覚障がいのある方に対して、音声による情報を定期的に提供する事業です。

#### <見込み量>

声の広報は浦添市ボランティア連絡協議会に委託しており、市の広報(毎月1回発行)を音声化して、対象者に配布しています。これまでの実績に基づき、横ばいで推移していくものと見込みます。

#### 点字・声の広報等発行事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	80人	80人	80人	80人

## ⑤奉仕員養成研修

### <事業の概要>

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。

### <見込み量>

浦添市社会福祉協議会へ委託しており、これまでの事業実績に基づき、横ばいで推移していくものと見込みます。

#### 奉仕員養成研修 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	18人	18人	18人	18人

## 2)その他の事業・任意事業の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- スポーツ・レクリエーション活動支援について、当事者団体と連携を図り、機会の確保に努めるものとします。
- その他の事業についても、障がいのある人や障がいのある子どもが地域でその人らしい生活を営み、社会参加が促進されるようにしていきます。

### (3)地域生活支援促進事業(市町村事業)

#### 1)事業の概要・見込み量

##### ①障害者虐待防止対策事業

###### <事業の概要>

障がい者虐待への迅速な対応のため、事前に居室及び受け入れ体制の確保を行うものです。

###### <見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

###### 障害者虐待防止対策事業 見込み量

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	15人	15人	20人	20人
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	1人	1人	1人	1人
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催見込み数	1回	1回	1回	1回
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

##### ②成年後見制度普及啓発事業

###### <事業の概要>

浦添市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進に向けた制度の周知や支援体制の構築などの取り組みを推進する事業です。

###### <見込み量>

成年後見制度中核機関の設置運営に向け検討するものとして見込みます。

###### 成年後見制度普及啓発事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所

### ③医療的ケア児等総合支援事業

#### <事業の概要>

医療的ケア児コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、教育、子育てなどの各分野の関係機関と連携し、医療的ケア児及びその家族を支援する事業です。

#### <見込み量>

直近の実績に基づき、今後も個別支援を中心に実施していくものとして増加を見込みます。

#### 医療的ケア児等総合支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等の協議の場の設置	1か所	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	2人	3人	4人
医療的ケア児等とその家族への支援	5人	10人	10人	10人

### ④発達障害児者及び家族等支援事業

#### <事業の概要>

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障がい児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る事業です。

#### <見込み量>

平成30年4月に制度化された事業です。児童発達支援センターと連携し少人数を対象としたプログラムや支援者も実際にペアレントプログラムに参加し支援スキルを習得する研修を実施するものとして見込み量を算出しています。

#### 発達障害児者及び家族等支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム	0回	0回	1回	1回
	0人	0人	5人	5人
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修	0回	0回	1回	1回
	0人	0人	2人	2人

### ⑤重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

#### <事業の概要>

重度訪問介護を利用している方もしくは重度訪問介護の対象となる学生に対して、修学するために必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業です。

#### <見込み量>

対象者が事業を利用できるように身体介護等の提供可能な事業者への委託を検討します。

#### 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所

## 2)地域生活支援促進事業(市町村事業)の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 障がい者虐待防止及び権利擁護に関する研修を実施し、普及・啓発を図っていくものとしていきます。
- 医療的ケア児等への支援について、個別支援体制構築に向けた協議を実施し、医療的ケア児等コーディネーターを継続して配置していきます。
- ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムについて、児童発達支援センターと連携しながら、少人数を対象とした養成研修の検討を行います。また、支援スキルを習得するための研修については、支援者も参加し支援スキルを習得できるよう設定していきます。

## 6 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備

浦添市では令和2年3月に「第4次てだこ親子プラン-第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画-」(令和2年度～令和6年度)を策定し、障がいのある子どもと家庭への支援充実に向けた取り組みをしています。さらに、配慮が必要となる子どもも含めて、各事業の需要見込みを算出し、これを満たす確保の内容及びその実施時期を定めています。

こうした方向性を勘案し、保育所・幼稚園等及び放課後児童健全育成事業における配慮が必要な子どもの受け入れについて以下のように見込み、支援のための体制の確保・充実を図ります。

子ども・子育て支援等の提供体制の整備 見込み量

	令和4年度末 の実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	70人	70人	70人	70人
認定こども園	111人	111人	111人	111人
放課後児童健全育成事業	201人	201人	201人	201人
幼稚園	0人	0人	0人	0人